第２３号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　別表⑸の表５６の２の項事務の欄中「第３８条の４第１８項」を「第３８条の４第１９項」に改め、同項を同表５６の２の４の項とし、同表５６の項の次に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５６の２　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の４の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査 | マンション管理計画認定申請手数料 | 申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第９１条のマンション管理適正化推進センター（以下「マンション管理適正化推進センター」という。）が作成した同法第５条の４各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針（同法第３条の２第２項第４号の都道府県等マンション管理適正化指針をいう。以下 | 認定申請のとき。 |
|  |  | 同じ。）に関する部分を除く。以下同じ。）に適合していることを示す書類が提出されない場合であって、長期修繕計画の数が１であるときは２９，０００円、長期修繕計画の数が２以上であるときは２９，０００円に１を超える長期修繕計画の数に１６，０００円を乗じて得た額を加算した額 |  |
| ５６の２の２　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査 | マンション管理計画認定更新申請手数料 | 申請に併せて、マンション管理適正化推進センターが作成したマンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の６第２項において準用する同法第５条の４各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない場合であって、長期修繕計画の数が１であるときは２９，０００円、長期修繕計画の数が２以上であるときは２９，０００円に１を超える長期修繕計画の数に１６，０００円を | 更新申請のとき。 |
|  |  | 乗じて得た額を加算した額 |  |
| ５６の２の３　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査 | マンション管理計画変更認定申請手数料 | 変更認定申請１件につき、次に掲げる変更に応じ、次に掲げる額を合算した額　⑴　管理組合の運営に係る事項の変更　４，８００円（変更する長期修繕計画（管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、４，８００円に１を超える当該長期修繕計画の数に２，６００円を乗じて得た額を加算した額） | 変更認定申請のとき。 |
|  |  | 　⑵　管理規約の変更　４，０００円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、４，０００円に１を超える当該長期修繕計画の数に２，６００円を乗じて得た額を加算した額）⑶　管理組合の経理に係る事項の変更　４，６００円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、４，６００円に１を超える当該長期修繕計画の数に２，８００円を乗じて得た額を加算した額） |  |
|  |  | ⑷　長期修繕計画の変更　９，８００円（変更する長期修繕計画の数が２以上である場合は、９，８００円に１を超える当該長期修繕計画の数に５，２００円を乗じて得た額を加算した額）⑸　組合員名簿または居住者名簿の変更　２，９００円（変更する長期修繕計画（組合員名簿または居住者名簿の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、２，９００円に１を超える当該長期修繕計画の数に１，７００円を乗じて得た額を加算した額） |  |
|  |  | 　⑹　⑴から⑸までに掲げる変更以外のもの　　２，０００円（変更する長期修繕計画（⑴から⑸までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、２，０００円に１を超える当該長期修繕計画の数に９００円を乗じて得た額を加算した額） |  |

別表⑸の表５６の３の項事務の欄中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に、「第２０条の２第１０項」を「第２０条の２第１１項」に改め、同表５６の４の項事務の欄中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に、「第１３条の３第４項第２号」を「第１３条の３第５項第２号」に、「第２１条の１９第５項第２号」を「第２１条の１９第６項第２号」に改め、同表５６の５の項事務の欄中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同項名称の欄中「決議要除却認定マンションに関する証明書交付手数料」を「決議特定要除却認定マンションに関する証明書交付手数料」に改め、同表５６の６の項事務の欄中「同項第１１号」を「同項第１４号」に、「同項第１６号」を「同項第１９号」に改め、同表５６の１１の項事務の欄中「同項第１１号」を「同項第１４号」に、「同項第１６号」を「同項第１９号」に改め、同表６０の２の２の項金額の欄各号列記以外の部分中「（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第１号ウ、エおよびオまたは第２号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第１号エもしくはオもしくは第２号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第１号エもしくは第２号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額）」を削り、同欄第１号イを削り、同号ウ中「共同住宅等のうち一の建築物の」を「共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）のうち」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、「共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同欄第２号アおよびイを次のように改める。

　ア　一戸建ての住宅のとき。

(ア)　誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）をいう。以下同じ。）によるもの　２１，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの　３５，０００円

イ　共同住宅等のうち住戸の部分に係る申請のとき。

(ア)　誘導仕様基準によるもの

ａ　１棟の総戸数が１のもの　２１，０００円

ｂ　１棟の総戸数が２以上５以下のもの　３９，０００円

ｃ　１棟の総戸数が６以上１０以下のもの　５６，０００円

ｄ　１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの　８０，０００円

ｅ　１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの　１２０，０００円

ｆ　１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの　１８２，０００円

ｇ　１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの　２６１，０００円

ｈ　１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの　３４０，０００円

ｉ　１棟の総戸数が３０１以上のもの　３９０，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの

「

|  |
| --- |
| (ア)　１棟の総戸数が１のもの　３５，０００円(イ)　１棟の総戸数が２以上５以下 |

に改め、

ａ　１棟の総戸数が１のもの　３５，０００円

ｂ　１棟の総戸数が２以上５以下のもの　６９，０００円

ｃ　１棟の総戸数が６以上１０以下のもの　９７，０００円

ｄ　１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの　１３７，０００円

ｅ　１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの　１９７，０００円

ｆ　１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの　２８３，０００円

ｇ　１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの　３８５，０００円

ｈ　１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの　５０８，０００円

ｉ　１棟の総戸数が３０１以上のもの　６００，０００円

別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第２号ウを削り、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同表６０の３の項金額の欄各号列記以外の部分中「（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第１号ウ、エおよびオまたは第２号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第１号エもしくはオもしくは第２号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第１号エもしくは第２号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額）」を削り、同欄第１号イを削り、同号ウ中「一の建築物の」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同欄第２号アおよびイを次のように改める。

ア　一戸建ての住宅のとき。

(ア)　誘導仕様基準によるもの　１５，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの　１８，０００円

イ　共同住宅等のうち住戸の部分に係る申請のとき。

(ア)　誘導仕様基準によるもの

ａ　１棟の総戸数が１のもの　１５，０００円

ｂ　１棟の総戸数が２以上５以下のもの　２７，０００円

ｃ　１棟の総戸数が６以上１０以下のもの　４０，０００円

ｄ　１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの　５６，０００円

ｅ　１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの　８５，０００円

ｆ　１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの　１２８，０００円

ｇ　１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの　１８４，０００円

ｈ　１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの　２４１，０００円

ｉ　１棟の総戸数が３０１以上のもの　２７８，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの

ａ　１棟の総戸数が１のもの　１８，０００円

ｂ　１棟の総戸数が２以上５以下のもの　３７，０００円

ｃ　１棟の総戸数が６以上１０以下のもの　５２，０００円

ｄ　１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの　７４，０００円

ｅ　１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの　１０８，０００円

ｆ　１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの　１５９，０００円

ｇ　１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの　２２１，０００円

ｈ　１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの　２９１，０００円

ｉ　１棟の総戸数が３０１以上のもの　３４２，０００円

別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号ウを削り、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同表６０の４の項金額の欄各号列記以外の部分中「一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（」および「）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額」を削り、同欄第１号イを削り、同号ウ中「一の建築物の」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同欄第２号アおよびイを次のように改める。

ア　一戸建て住宅のとき。

(ア)　誘導仕様基準によるもの

ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０，０００円

ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの

ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　３４，４００円

ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３８，４００円

　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　(ア)　誘導仕様基準によるもの

ａ　当該部分の床面積（共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの　３８，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　６６，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１１８，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの　１７９，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　６９，１００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１１６，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１９６，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの　２８１，０００円

別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号ウを削り、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同表６０の５の項金額の欄各号列記以外の部分中「一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（」および「）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額」を削り、同欄第１号イを削り、同号ウ中「一の建築物の」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同欄第２号アおよびイを次のように改める。

ア　一戸建て住宅のとき。

(ア)　誘導仕様基準によるもの

ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４，０００円

ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１５，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの

ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２４，２００円

ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２７，０００円

イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　(ア)　誘導仕様基準によるもの

ａ　当該部分の床面積（共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの　２６，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４６，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　８３，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの　１２５，０００円

(イ)　誘導仕様基準以外によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４８，５００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　８１，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１３８，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの　１９７，０００円

　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号ウを削り、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同表６０の６の項金額の欄各号列記以外の部分中「住宅部分の額（」および「）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）」を削り、同欄第２号ア中「第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)」を「第１条第１項第２号イ⑴」に改め、同号イ中「第１条第１項第２号イ⑵(ⅰ)」を「第１条第１項第２号イ⑵」に改め、同号ウ中「。）」の次に「または誘導仕様基準」を加え、同号エ中「第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)もしくは(ⅱ)」を「第１条第１項第２号イ⑴」に改め、同号オ中「第１条第１項第２号イ⑵(ⅱ)」を「第１条第１項第２号イ⑵」に改め、同号カ中「仕様基準」の次に「または誘導仕様基準」を加え、「。この場合において、共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により手数料の額を算出する」を削り、同号カ(ア)中「床面積」の次に「（共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。(イ)から(エ)までにおいて同じ。）」を加える。

　　　付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）マンションの管理に関する計画の認定の申請等に係る手数料を定めるとともに、低炭素建築物新築等計画および建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備する必要がある。